明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法等の一部を改正する法律（四三）

本号で公布された法令のあらまし

◇**公職選挙法等の一部を改正する法律**（法律第四三号）（総務省）

一　公職選挙法の一部改正関係
選挙権を有する者の年齢について、満二〇年以上から満一八年以上に改めることとした。（第九条第一項及び第二項関係）

二　地方自治法の一部改正関係
普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の年齢について、満二〇年以上から満一八年以上に改めることとした。（第一八条関係）

三　漁業法の一部改正関係
海区漁業調整委員会委員の選挙権及び被選挙権を有しない者の年齢について、二〇年未満から満一八年未満に改めることとした。（第八七条第一項第一号関係）

四　農業委員会等に関する法律の一部改正関係
農業委員会委員の選挙権及び被選挙権を有する者の年齢について、二〇年以上から満一八年以上に改めることとした。（第八条第一項関係）

五　その他

1　在外選挙人名簿の登録の申請に関する準備行為
一による改正後の公職選挙法（以下「新公職選挙法」という。）第三〇条の六第一項の登録（在外選挙人名簿の登録）を受けようとする者（施行日において年齢満一八年以上の日本国民に限る。）は、この法律の施行前においても、新公職選挙法第三〇条の五第一項の規定の例により、その申請を行うことができ、この場合において、当該申請は、同項の規定による申請とみなすこととした。（附則第三条関係）

2　選挙犯罪等についての少年法の特例等
㈠　選挙犯罪等についての少年法の特例
(1)　家庭裁判所は、当分の間、年齢満一八年以上満二〇年未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二〇条第一項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならないこととした。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないこととした。（附則第五条第一項関係）
(2)　家庭裁判所は、当分の間、年齢一八年以上満二〇年未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第二〇条第一項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととした。（附則第五条第三項関係）
㈡　検察審査会法等の適用の特例
当分の間、年齢満一八年以上満二〇年未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととした。（附則第七条～第一〇条関係）

3　民法の成年年齢等の引下げに関する検討
国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満一八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満一八年以上満二〇年未満の者と年齢満二〇年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずることとした。（附則第一一条関係）

六　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用することとした。

法　律

公職選挙法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十三号

公職選挙法等の一部を改正する法律

（公職選挙法の一部改正）

第一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第三十条の四並びに第三十条の五第一項中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第百三十七条の二の見出し中「未成年者」を「年齢満十八年未満の者」に改め、同条第一項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同条第二項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

（漁業法の一部改正）

第三条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「二十年」を「年齢満十八年」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二十年」を「満十八年」に改める。